

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認められる書類	漁業法第58条で読替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件
かご漁業	はえなわ式雑魚かご漁業 (長手地区)	共同漁業権五共第23号の区域	1月1日から 12月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県五島市に住所を有する漁業者であること。	対象とする	対象とする	令和8年5月18日から令和8年6月18日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤共同漁業権者の操業同意書 ⑥漁業許可等の適格性に関する申立書	1.同時に使用するかごの数は100個を超えてはならない。 2.操業中漁具の両端に水面1.5メートル以上の高さの漁具標識をつけなければならない。